

## 災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害又は事故により甲の所管する道路、河川、海岸、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止、港湾、漁港及び空港などの施設等（以下「公共土木施設等」という。）に災害が発生した場合又はそのおそれがある場合の地質調査等業務の実施について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、異常な天然現象や予期できない事故により災害が発生した場合又はそのおそれがある場合に、社会の混乱を防止し円滑な県民の救助活動及び災害復旧活動に資するため、災害応急復旧工事又は緊急的な事故応急対策等に必要な地質調査等業務を迅速に実施することにより、公共土木施設等の機能の確保又は回復を図ることを目的とする。

### （対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、災害対策基本法に基づく静岡県災害対策本部が設置された場合若しくは地震、津波、風水害その他の異常な天然現象又は予期できない事故によるもので甲が必要と認める場合の災害とする。

### （応急業務協力者）

第3条 乙の協会を構成する会員であり、かつ、本協定に賛同できる協会員を応急業務協力者（以下「協力者」という。）とする。

- 乙は、協会内の連絡体系図及び協力者をとりまとめた名簿（以下「名簿等」という。）を協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。
- 前項の名簿等の内容に変更が生じたときは、乙は、速やかに名簿等を修正した上で甲に提出するものとする。
- 第8条の規定により、この協定の期間が延長された場合には、乙は、第2項の名簿等を毎年9月1日までに甲に提出するものとする。
- 前3項に定める場合のほか、甲は、必要に応じて乙に名簿等の提出を求めることができるものとする。

### （業務実施要請）

第4条 甲が緊急に地質調査等業務の実施を必要とし、協力者の中から当該業務の受託者を決定した場合、甲は、業務実施要請書により必要な地質調査等業務の実施を受託者に要請する

ことができる。

- 2 前項の要請には、別表に掲げる者からの要請を含むものとする。
- 3 第1項の業務実施要請書は2通作成し、甲と受託者が各自その1通を保管するものとする。
- 4 第1項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができるものとするが、この場合も遅滞なく要請書を交わすものとする。

#### (業務の実施)

- 第5条 受託者は、前条の規定による甲の要請があったときには、甲の指示に従い、速やかに必要な地質調査等業務に着手するものとする。
- 2 前項の地質調査等業務の範囲は、当該要請のあった公共土木施設等の機能確保又は回復に係る必要最小限の業務とする。
  - 3 受託者が当該業務を行うにあたっては、二次災害に対し十分注意して作業を進めなければならない。また、当該作業の関係者のほか、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保にも特段の注意を払うものとする。
  - 4 受託者は、業務従事者が労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続を行うものとする。
  - 5 受託者は、業務内容が判定できるような写真等の資料を整備するとともに、業務の進捗状況及び完成を書面で甲に適宜報告するものとする。

#### (業務委託契約の締結)

第6条 甲は、受託者と遅滞なく随意契約を締結するものとする。

#### (実施細目)

第7条 この協定において規定された書類等の様式や実施に関する細目は、実施細目で定める。

#### (協定の効力)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

#### (疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

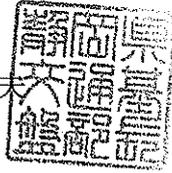
上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1

通を所持する。

平成 24 年 7 月 18 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県交通基盤部長 長島 郁夫



(乙) 静岡市葵区唐瀬 1 丁目 17 番 34 号

静岡県地質調査業協会

会 長 松浦 好樹



。。  
)  
義  
長  
乙  
1

別 表

下田土木事務所長

熱海土木事務所長

沼津土木事務所長

富士土木事務所長

静岡土木事務所長

島田土木事務所長

袋井土木事務所長

浜松土木事務所長

田子の浦港管理事務所長

清水港管理局長

焼津漁港管理事務所長

御前崎港管理事務所長

静岡空港管理事務所長

## 「災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書」実施細目

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と静岡県地質調査業協会長（以下「乙」という。）との間で平成24年7月18日に締結した「災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書」（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、書類の様式や実施に関する細目を次のように定める。

### （業務内容）

第1条 協定書第1条で規定する地質調査等業務とは、ボーリングや標準貫入試験などの地質・土質調査及び地すべり調査における伸縮計や傾斜計などの設置・観測等の業務などの他、解析業務も含むものとする。

### （業務実施要請）

第2条 協定書第4条第4項に基づき、甲が電話等により受託者に業務実施を要請する場合は、業務実施要請書に準じた内容を連絡するとともに相手方の氏名も相互で書き留めるものとする。また、ファクシミリ等を使用する場合は、業務実施要請書を送信するものとする。

### （業務の実施）

第3条 協定書第5条により受託者が地質調査等業務を実施する場合は、静岡県の業務委託共通仕様書によるものとする。ただし、受託者が甲に提出すべき書類及び時期については、甲の指示によるものとする。

### （様式）

第4条 協定書に示された様式は次のとおりとする。

- (1) 応急業務協力者名簿 [協定書第3条第2項関係] (様式第1号)
- (2) 業務実施要請書 [協定書第4条第1項関係] (様式第2号)
- (3) 業務実施（進捗・完了）報告書 [協定書第5条第5項関係] (様式第3号)

### （疑義の解決）

第5条 この実施細目に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

平成24年7月18日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長

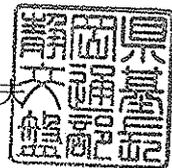
長島 郁夫

(乙) 静岡市葵区唐瀬1丁目17番34号

静岡県地質調査業協会

会 長

松浦 好樹





# 業務実施要請書 第 号

要請年月日時 平成 年 月 日 時 分

(要請者)

静岡県 事務所長・局長 印

「災害又は事故における地質調査等業務委託に関する協定書」第4条に基づき  
次のとおり地質調査等業務の実施を要請する。

(応急対策業務協力者)

会社名  
住 所  
電話番号

要請の理由	
施設名	
場 所	郡・市 町・村 地内・地先
目標完了期日	
必要な地質調査等業務の内容	
摘 要 (見取図等)	
担当課・支所／担当者名	/

## 業務実施応諾書

応諾年月日時 平成 年 月 日 時 分

上記業務の実施について応諾する。

(応急対策業務協力者)

会社名 印  
住 所  
電話番号

(注1) 出勤要請窓口は、第1順位者は必ず記載するものとし、第2順位者以降は、必要に応じて記載するものとする。

